



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 6 年度

賃上げ支援助成金パッケージについて

厚生労働省 山梨労働局

労働基準監督署

公共職業安定所

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

〈業務改善助成金〉

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。



助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none">POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性がございます。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上※	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- 地域別最低賃金が935円
- 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
- 労働者7人の最低賃金引上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は230万円



（設備投資費用が300万円の場合…）
 $300\text{万円} \times 4/5 = 240\text{万円}$
→助成上限額230万円を超えていたため、**230万円支給**

問合先

業務改善助成金センター：0120-366-440

申請先

山梨労働局雇用環境・均等室:055-225-2851



中小企業、小規模事業者等の皆さんへ

業務改善助成金を活用した山梨県内事業場の設備投資等の具体例

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業・小規模事業者等に対し、その費用の一部を助成する制度です。

交付決定事業場 127件 《令和5年度実績》
(交付決定事業場における事業場内最低賃金を引き上げた労働者の総数816人)

【建設業】

トラックへの荷上げ作業用フォークリフトの購入

これまで、トラックへの荷上げ作業を1台のフォークリフトのみで実施しており、トラックへの積込みに時間を要していた。



2台のフォークリフトを追加購入し、2台で荷上げ作業を行うことで、トラックへの積込み業務の効率化を図ることができた。



- ・事業場労働者数 **48名**
- ・事業場内最低賃金 の賃上げ額 **90円↑**
- ・設備投資等 **660万円** の額
- ・業務改善助成金 の支給額 **528万円**

【飲食業】

POSレジシステムの導入

客からの注文時、レジ担当者においては、客からの注文と券売機の注文用紙を厨房担当者に手渡しする等の手間が生じるところから、注文業務全体が非効率となっていた。



POSレジシステムの導入によるレジ担当者と厨房担当者の連携強化等による業務改善により、労働生産性の向上等をはかることができた。



- ・事業場労働者数 **11名**
- ・事業場内最低賃金 の賃上げ額 **50円↑**
- ・設備投資等 **135万円** の額
- ・業務改善助成金 の支給額 **108万円**

【食品製造業】

クラウドシステムの導入

製品の表示ラベルの記載やデータ管理等について、自社作成の表計算プログラムを使用しているが、誤処理等により社内の非効率性、取引先への悪影響等が問題となっていた。



食品リスク管理クラウドシステムの導入により、製品の表示ラベルの記載など、食品リスク管理等を効率的に行えるようになった。



- ・事業場労働者数 **53名**
- ・事業場内最低賃金 の賃上げ額 **30円↑**
- ・設備投資等 **51万円** の額
- ・業務改善助成金 の支給額 **41万円**

【清掃業】

作業用車両(ワンボックスカー)の導入

作業用車両として軽自動車を所有しているが、軽自動車では洗浄機等の積載量に限界があり、必要な洗浄機を運搬できなかったため、手作業での清掃になる等、非効率な作業が生じていた。



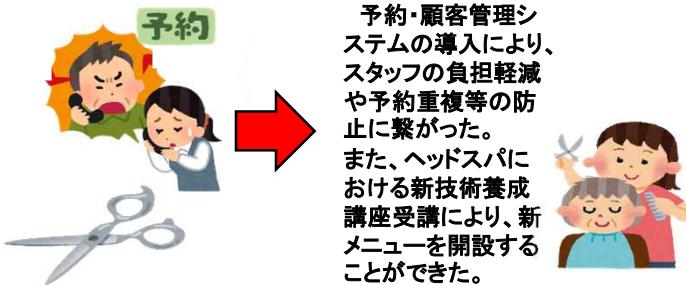
作業用車両として、大型のワンボックスカーを購入したことでの、必要な清掃具を一度に運搬することができるようになる等により、業務を効率化することができた。



- ・事業場労働者数 **7名**
- ・事業場内最低賃金 の賃上げ額 **60円↑**
- ・設備投資等 **177万円** の額
- ・業務改善助成金 の支給額 **142万円**

【美容業】

これまで、予約を電話で受け、手書きで管理していたため、スケジュール管理が煩雑であり、予約重複等も発生していました。



・事業場労働者数**2名**

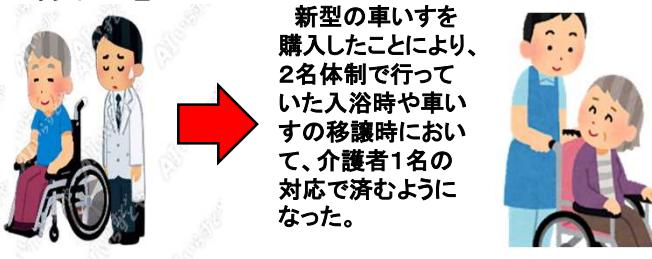
・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円△**

・設備投資等**84万円**の額

・業務改善助成金の支給額 **67万円**

【社会福祉・介護業】

これまで、ひじ掛けが固定された旧型の車いすを使用していたため、入居者の入浴時等には、入居者への負担もあり、かつ、介護者2名が担当する必要があった。



新型車椅子の購入

新型の車いすを購入したことにより、2名体制で行っていた入浴時や車いすの移譲時において、介護者1名の対応で済むようになった。

・事業場労働者数**65名**

・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円△**

・設備投資等**67万円**の額

・業務改善助成金の支給額 **53万円**

【宝飾品販売業】

社員のモチベーションが全体的に不足気味であるため、課題発見、課題解決等についての意識が希薄であった。

そのため、売上げについても伸び悩んでいた。



社員研修の実施等

外部の研修指導員を中心として立案した社員研修を5か月間実施した結果、管理職候補者や他の社員とも意識が向上し、結果として売上増にも繋がった。



・事業場労働者数**8名**

・事業場内最低賃金の賃上げ額 **30円△**

・設備投資等 **56万円**の額

・業務改善助成金の支給額 **50万円**

【観光業】

これまで、事務担当者が来客者への観光案内業務を兼務で行っていたため、本来の事務業務に支障が生じていた。



観光案内用電子表示板の導入

電子表示板(観光案内・説明等に対応した機器)の設置等により、事務担当者の負担を軽減することができた。



・事業場労働者数**17名**

・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円△**

・設備投資等**545万円**の額

・業務改善助成金の支給額 **436万円**

⇒各事業場における申請案件のうち、代表的な設備投資等のみを記載しています。

なお、右記記載の金額については、記載した事例だけではなく、申請案件中の全ての設備投資等を反映した額となります。

その他にも、さまざまな導入実績事例がございます。

申請方法など詳細については、以下の機関でお気軽にご相談ください。

○業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440



キャリアアップ助成金について

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時待遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等
※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 80万円（60万円）（※）

②無期→正規： 40万円（30万円）（※）

※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

▶ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

①有期→正規： 90万円（67.5万円）

②有期→無期： 45万円（33万円）

③無期→正規： 45万円（33万円）

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■母子家庭の母等又は父子家庭の父

① 9.5万円

② 4.75万円

■派遣労働者を派遣先で

正規雇用労働者として直接雇用

28.5万円

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員

制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※（ ）は、大企業の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、

①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。

お問い合わせ先：

山梨労働局職業安定部職業対策課 055-225-2858



キャリアアップ助成金 山梨県内の活用事例について

キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

【令和5年度山梨労働局の実績】（3月末時点）

- ・正社員化コース
支給決定件数 192件 支給決定人数 244人
- ・社会保険適用時待遇改善コース
計画届受理件数 82件 対象人数 810人

正社員化コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（輸送用機械器具製造業）

従業員数：160名



職種：製造職

有期雇用労働者等 3名を正社員化

支給額 1,520,000円

人材の採用方法

主にハローワークを利用している。派遣労働者を社内での評価及び能力により、臨時社員として直接雇用することもある。

正社員化への経過

臨時社員としての勤務期間が1年以上ある者のうち、人事評価が特に優秀で上司の推薦があり、社内の審査会で承認された者を社員へ転換している。社員になると、退職金や各種手当が支給対象となる。派遣労働者から臨時社員となり、その後正社員化したケースもある。

会社概要



中小企業（小売業）

従業員数：500名



事業内容：食品等の販売

3名分第1期

支給総額 500,000円

助成金を活用するに至った背景事情

就労調整しているパート勤務の従業員が複数名いたこと、繁忙期の人員確保が難しかったことから、勤務時間を延長するきっかけとなればと考え、助成金を活用した。

本コースを活用するまでの経過

各店舗にリーフレットの掲示を行い、朝礼でも周知を行った。**社会保険適用時待遇改善手当の導入**を行い、新たに社会保険に加入する者には手当を支給することとした。

正社員化コース：活用事例 2

会社概要



中小企業（洗濯業）

従業員数：60名

職種：洗浄作業員

有期雇用労働者を1名を正社員化

支給額 570,000円

人材の採用方法

主にハローワークを利用して求人募集を行っている。その時の会社の状況に応じて、正社員または非正規社員を募集している。

正社員化への経過

本人の持病のために非正規社員（有期雇用労働者）として採用した。社内の食堂に常時就業規則を置き、正社員転換制度についても掲示している。また、半年に1度の人事面談時に非正規社員から希望を聞いている。面談を行い、転換制度に沿って正社員化した。

手当等支給メニュー

新たに社会保険の被保険者となった際に、手当を支給。

例：社会保険適用促進手当として、月額22,000円支給。

労働時間延長メニュー

新たに社会保険の被保険者となった際に、週の所定労働時間を4時間以上延長する等を行った場合

例：週所定労働時間16時間→20時間

今後の予定：30人～40人程度に活用する予定。

会社概要



中小企業（娯楽業）

従業員数：10名

職種：接客

有期雇用労働者を1名を正社員化

支給額 570,000円

人材の採用方法

主に民間の求人サイトを利用して求人募集を行っている。会社側・労働者側でお互いに見極める期間を設ける意味で正社員ではなく有期雇用として募集している。

正社員化への経過

本人が入社時にダブルワークをしていたことから、アルバイトとして採用した。その後、当社をメインとして働くこととなり、働きぶりも良好なことから、面談を行い、正社員の評価基準を満たしたことから、正社員化した。

担当者の声

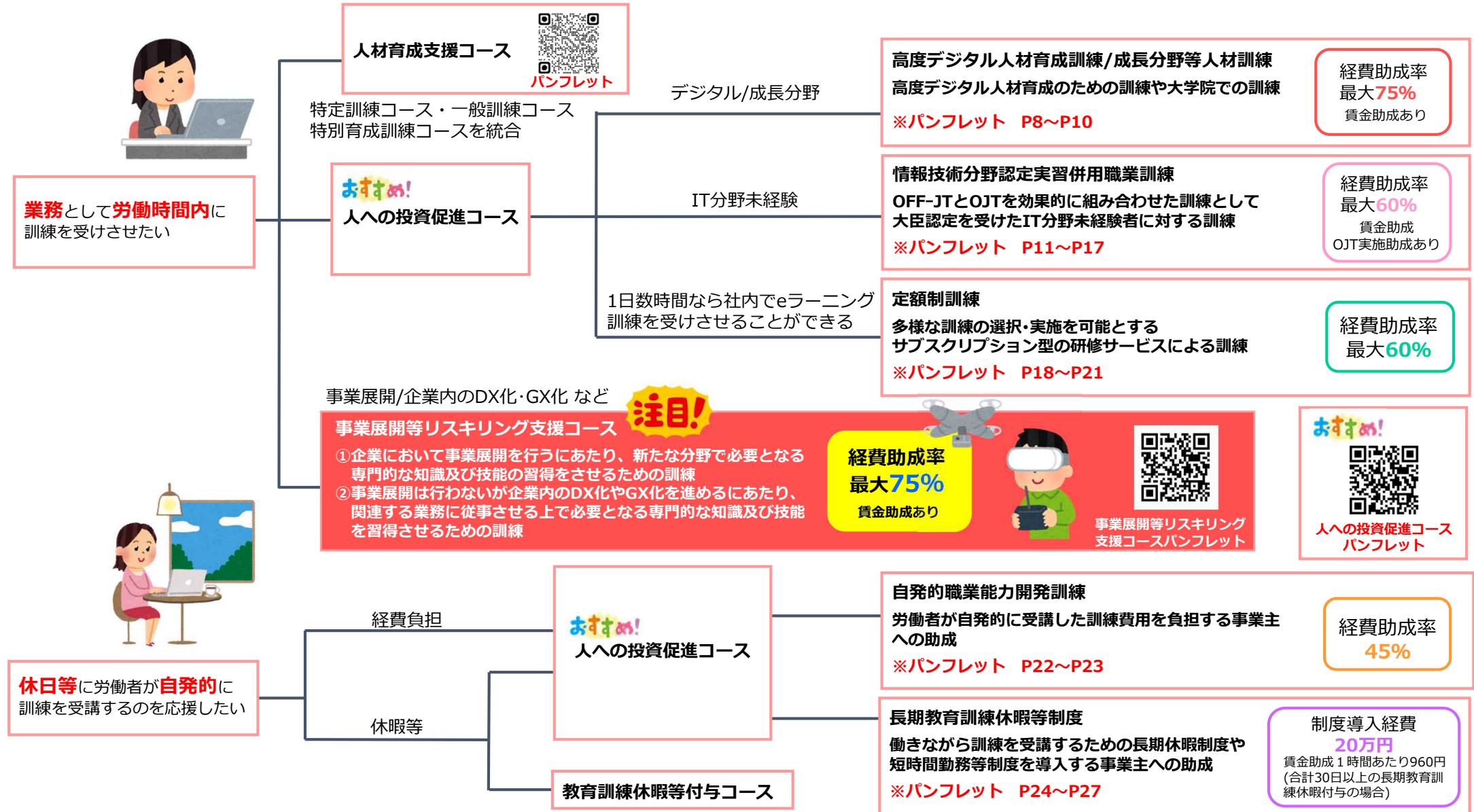
就労調整により人手不足になっていた年末に人員の確保ができるようになった。また、就労調整する人が減ったことにより、会社としてのシフト管理がしやすくなった。

従業員の声

社会保険に加入すると手取りが減ってしまうため迷っていたが、**会社が社会保険分を負担してくれるということで、思い切って労働時間を延長することができた。**

従業員の人才培养、スキルアップに人材開発支援助成金をご活用ください

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金 山梨県内の活用事例について

人材開発支援助成金とは

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金です。事業主が労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

【令和5年度山梨労働局の実績】
支給決定件数 146件

事業展開等リスクリング支援コース：事業展開

会社概要

中小企業（情報通信業）



従業員数：80名

事業内容：コンピュータソフトの開発及び販売等

助成金を活用するに至った背景事情

会社の成長・競争力向上のために新規事業を立ち上げたいと考えているが、人材が足りない。エンジニアの採用競争率が激化する中、社員が未経験分野のスキルを取得し、技術の幅を広げるため。

事業展開の内容

異なる2つの分野のオリジナルプロダクトを統合し、新たなデータ分析基盤を構築。新たなデータ活用の価値を生む新製品として展開する。

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：C#初級開発技術者育成
- 訓練時間：35時間
- 訓練内容：C#によるデータ構造とアルゴリズム
C#によるオブジェクト指向プログラミング

助成金のコース

事業展開等リスクリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額
※()内は中小企業以外
<OFF-JT>
経費助成 75%(60%)
賃金助成 960円(480円)/h

助成金の額（1人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

1 C#初級開発技術者育成：
330,000円
2 訓練時間に対する賃金助成
(中小企業：960円/h)

支給額
<OFF-JT>

1 経費助成：**247,500円**
(受講料等×75%)
2 賃金助成：**33,600円** (35h×960円)
支給総額 281,100円

訓練の効果

未経験者が基本的なデータ構造やオブジェクト指向を一から学び、現場でプロジェクトに携わるうえで必要な基礎を身に付け、スムーズにプロジェクトに入ることができた。

今後の展開

今回の訓練受講者も新事業構築メンバーの一員として、オリジナルプロダクトのアップデートを進めており、新サービス提供を目指す。

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業

（社会保険・社会福祉・介護事業）

従業員数：80名



事業内容：高齢者施設運営

助成金を活用するに至った背景事情

今まで、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となった。(導入をためらった)

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：介護・看護・医療系研修受け放題講座
- 訓練目標
介護の現場における基礎知識から実技まで対応したeラーニング訓練
- 受講料等
基本料金 20アカウント 108,000円
+追加オプション 30アカウント 72,000円
50名分まで 年間総額180,000円

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額
※()内は中小企業以外
<OFF-JT>
経費助成 **60% (45%)**

助成金の額

助成金の対象となる経費

介護・看護・医療系研修受け放題講座
180,000円

支給額
<OFF-JT>

※()内は中小企業以外
経費助成：**180,000円**
受講料等×60% (45%)
支給額 108,000円
(81,000円)

訓練の効果

1つの契約で幅広いテーマを学ぶことができた。eラーニングでの研修のため、すきま時間に訓練を行うことができ、訓練のためのまとまった時間を確保する必要がなくなった。

今後の展開

介護に特化した訓練だけでなく、業務を行う上で必要となるP Cスキル、I Tスキルなどが習得できる定額制訓練を取り入れることとした。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

全企業向け

中堅企業向け（新設）

中小企業向け

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件① 教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援※3

- 適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	15 %
+ 5 %（新設）	20 %
+ 7 %（新設）	25 %



前年度比 + 10 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ



プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

- 適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	25 %



前年度比 + 10 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ



プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

- 適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	15 %
+ 2. 5 %	30 %



前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を
10 %上乗せ



くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越し**が可能※6（新設）
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業向け
中堅企業向け
中小企業向け
はこちら

